

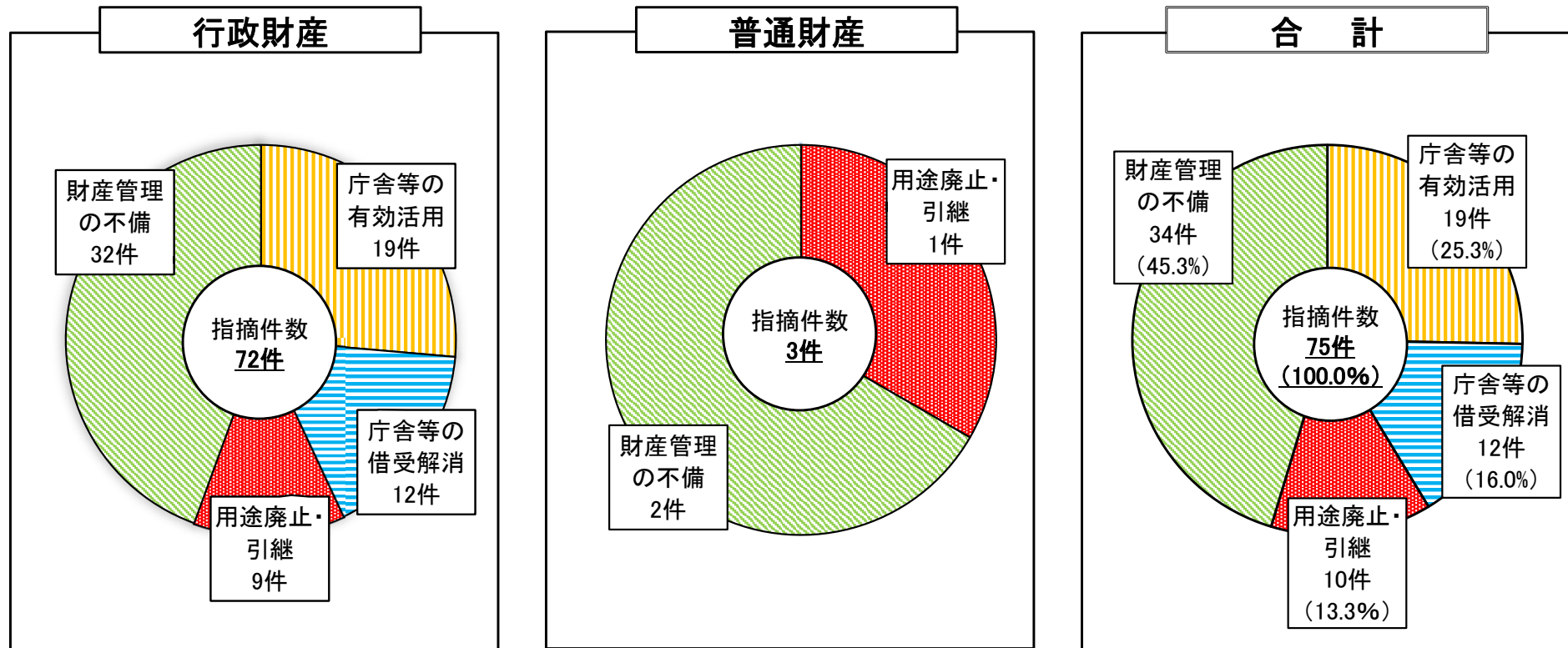
令和5年度 監査結果一覧表

【行政財産】「一定の地域の庁舎」又は「特定の官署の庁舎」等の指摘(72件)
【普通財産】「各省各庁所管の普通財産」の指摘(3件)

※ 一覧表「指摘類型」欄の凡例

指 摘 内 容	指 摘 類 型	
庁舎等の有効活用	a	庁舎等に余剰が生じているため、有効活用を求めたもの。
庁舎等の借受解消	b	余剰が生じている庁舎への移転等により、借受解消を求めたもの。
用途廃止・引継	c	庁舎等が非効率な使用等のため、一部又は全部の用途廃止・引継ぎを求めたもの。
財産管理の不備	d1	国有財産台帳の記載不備等のため、訂正を求めたもの。
	d2	使用承認の手續未済等のため、是正を求めたもの。

令和5年度監査結果(指摘内容別)



指摘内容	行政財産		普通財産		合 計	
	件数(件)		件数(件)		件数(件)	割合(%)
庁舎等の有効活用	19	[21]	0	[0]	19	25.3 [28.4]
庁舎等の借受解消	12	[11]	0	[0]	12	16.0 [14.9]
用途廃止・引継	9	[10]	1	[0]	10	13.3 [13.5]
財産管理の不備	32	[31]	2	[1]	34	45.3 [43.2]
合 計	72	[73]	3	[1]	75	100.0 [100.0]

(注) 各欄の[]書きは、令和4年度監査結果の件数及び割合である。

1.「一定の地域の庁舎」又は「特定の官署の庁舎」等の指摘

番号	指摘 類型	省 庁 名	部 局 名	会計名	勘定名	口 座 名 等	所 在 地	指 摘 の 主 な 概 要
1	a	国土交通省	網走開発建設部	一般	—	網走開発建設部	北海道網走市	網走開発建設部は、余剰(約390㎡)が生じていることから、借受庁舎に入居している釧路税関支署網走出張所及び小樽検疫所網走出張所を移転受入れし、非効率使用の改善を図る必要がある。
2	a	法務省	山形地方法務局	一般	—	酒田支局	山形県酒田市	酒田支局は、余剰(約80㎡)が生じていることから、借受庁舎に入居している自衛隊山形地方協力本部酒田地域事務所を移転受入れし、有効活用を図る必要がある。
3	a	農林水産省	関東農政局	一般	—	関東農政局宇都宮市庁舎	栃木県宇都宮市	関東農政局宇都宮市庁舎は、余剰(約690㎡)が生じていることから、借受庁舎に入居している横浜税関宇都宮出張所を移転受入れ等し、非効率使用の改善を図る必要がある。
4	a	国土交通省	関東地方整備局	一般	—	鬼怒川ダム統合管理事務所	栃木県宇都宮市	鬼怒川ダム統合管理事務所は、余剰(約240㎡)が生じていることから、民有地を借り受け仮庁舎で業務を行っている下館河川事務所石井出張所を移転受入れし、非効率使用の改善を図る必要がある。
5	a	農林水産省	関東農政局	一般	—	関東農政局千葉市轟町庁舎	千葉県千葉市	関東農政局千葉市轟町庁舎は、余剰(約600㎡)が生じていることから、借受庁舎に入居している自衛隊千葉地方協力本部千葉募集案内所を移転受入れ等し、非効率使用の改善を図る必要がある。
6	a	財務省	東京国税局	一般	—	千葉倉庫	千葉県千葉市	千葉倉庫は、余剰(約660㎡)が生じていることから、借受倉庫で保管している備品等を移管し、非効率使用の改善を図る必要がある。
7	a	農林水産省	関東農政局	一般	—	関東農政局千葉市本千葉町庁舎	千葉県千葉市	関東農政局千葉市本千葉町庁舎は、余剰(約670㎡)が生じていることから、借受庁舎に入居している自衛隊千葉地方協力本部千葉募集案内所を移転受入れ等し、非効率使用の改善を図る必要がある。
8	a	財務省	関東信越国税局	一般	—	飯田高羽合同庁舎	長野県飯田市	飯田高羽合同庁舎は、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰(約380㎡)が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
9	a	法務省	新潟地方法務局	一般	—	柏崎地方合同庁舎	新潟県柏崎市	柏崎地方合同庁舎は、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰(約460㎡)が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
10	a	財務省	金沢国税局	一般	—	小松日の出合同庁舎	石川県小松市	小松日の出合同庁舎は、余剰(約150㎡)が生じていることから、借受庁舎に入居している自衛隊石川地方協力本部小松地域事務所を移転受入れし、非効率使用の改善を図る必要がある。
11	a	農林水産省	中部森林管理局	一般	—	岐阜森林管理署白鳥森林事務所仮事務所	岐阜県郡上市	岐阜森林管理署白鳥森林事務所仮事務所は、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰(約90㎡)が生じていることから、有効活用を図る必要がある。
12	a	財務省	大阪税関	一般	—	関西空港地方合同庁舎	大阪府泉南市	関西空港地方合同庁舎は、共用部分の食堂等に余剰(約380㎡)が生じていることから、非効率使用の改善を図る必要がある。
13	a	法務省	山口地方法務局	一般	—	宇部地方合同庁舎	山口県宇部市	宇部地方合同庁舎は、共用会議室の利用率が低いことから、災害時に必要とされる庁舎機能を維持するため、電気室及び自家発電室を上階へ移設し、非効率使用の改善を図る必要がある。
14	a	財務省	中国財務局	一般	—	鳥取第1地方合同庁舎	鳥取県鳥取市	鳥取第1地方合同庁舎は、余剰(約190㎡)が生じていることから、災害時に必要とされる庁舎機能を維持するため、電気室及び自家発電室を上階へ移設し、非効率使用の改善を図る必要がある。
15	a	国土交通省	九州地方整備局	一般	—	菊池川河川事務所	熊本県山鹿市	菊池川河川事務所については、余剰(約100㎡)が生じていることから、借受庁舎である自衛隊熊本地方協力本部山鹿地域事務所を移転入居させることにより、有効活用を図る必要がある。
16	a	厚生労働省	宮崎労働局	労働保険	雇用	ハローワークプラザ宮崎	宮崎県宮崎市	借受庁舎であるハローワークプラザ宮崎は、余剰(約150㎡)が生じていることから、助成金センターが別地に借受中のトランクルームを移転受入れし、借受庁舎の集約化を行う必要がある。
17	a	財務省	福岡国税局	一般	—	八幡税務署庁舎	福岡県北九州市	八幡税務署庁舎は、余剰(約230㎡)が生じていることから、周辺官署の移転受入れなど非効率使用の改善を図る必要がある。
18	a	農林水産省	九州農政局	一般	—	九州農政局佐賀市庁舎	佐賀県佐賀市	九州農政局佐賀市庁舎は、余剰(約370㎡)が生じていることから、周辺官署の移転受入れなど非効率使用の改善を図る必要がある。
19	a	農林水産省	九州農政局	一般	—	九州農政局佐賀市庁舎・南館	佐賀県佐賀市	九州農政局佐賀市庁舎・南館は、余剰(約270㎡)が生じていることから、周辺官署の移転受入れなど非効率使用の改善を図る必要がある。

1.「一定の地域の庁舎」又は「特定の官署の庁舎」等の指摘

番号	指摘 類型	省 庁 名	部 局 名	会計名	勘定名	口 座 名 等	所 在 地	指 摘 の 主 な 概 要
20	b	財務省	函館税関	一般	—	釧路税関支署網走出張所	北海道網走市	借受庁舎である釧路税関支署網走出張所は、余剰(約390㎡)が生じている網走開発建設部へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。
21	b	厚生労働省	小樽検疫所	一般	—	小樽検疫所網走出張所	北海道網走市	借受庁舎である小樽検疫所網走出張所は、余剰(約390㎡)が生じている網走開発建設部へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。
22	b	防衛省	東北防衛局	一般	—	自衛隊山形地方協力本部酒田地域事務所	山形県酒田市	借受庁舎である自衛隊山形地方協力本部酒田地域事務所は、余剰(約80㎡)が生じている山形地方法務局酒田支局へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。
23	b	財務省	横浜税関	一般	—	宇都宮出張所	栃木県宇都宮市	借受庁舎である宇都宮出張所は、余剰(約690㎡)が生じている関東農政局宇都宮市庁舎へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。
24	b	国土交通省	関東地方整備局	一般	—	石井出張所	栃木県宇都宮市	民有地を借受え仮庁舎で業務を行っている石井出張所は、余剰(約240㎡)が生じている鬼怒川ダム統合管理事務所へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。
25	b	防衛省	北関東防衛局	一般	—	自衛隊千葉地方協力本部千葉募集案内所	千葉県千葉市	借受庁舎である自衛隊千葉地方協力本部千葉募集案内所は、余剰が生じている関東農政局千葉市轟町庁舎(約600㎡)又は同千葉市本千葉町庁舎(約670㎡)へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。
26	b	法務省	水戸地方法務局	一般	—	日立法務総合庁舎	茨城県日立市	日立法務総合庁舎は、庁舎敷地に十分な駐車スペースがあるにもかかわらず、駐車場の借受けを行っていることから、借受解消を図る必要がある
27	b	厚生労働省	富山労働局	労働保険	雇用	富山公共職業安定所	富山県富山市	富山公共職業安定所は、借受駐車場が非効率な使用状況となっていることから、一部借受解消を検討する必要がある。
28	b	防衛省	近畿中部防衛局	一般	—	自衛隊石川地方協力本部小松地域事務所	石川県小松市	借受庁舎である自衛隊石川地方協力本部小松地域事務所は、余剰(約150㎡)が生じている小松日の出合同庁舎へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。
29	b	財務省	大阪税関	一般	—	関西国際空港CIQ管理棟	大阪府泉南郡田尻町	関西国際空港CIQ管理棟は、庁舎内地下駐車場に空きが生じ非効率な使用となっていることから、入居官署である動物検疫所関西空港支署が借受けている民間駐車場の一部借受解消を図る必要がある。
30	b	防衛省	熊本防衛支局	一般	—	自衛隊熊本地方協力本部山鹿地域事務所	熊本県山鹿市	借受庁舎である自衛隊熊本地方協力本部山鹿地域事務所は、余剰(約100㎡)が生じている菊池川河川事務所へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。
31	b	厚生労働省	宮崎労働局	労働保険	雇用	助成金センター	宮崎県宮崎市	助成金センターが別地に借受中のトランクルームは、余剰(約150㎡)が生じているハローワークプラザ宮崎(借受庁舎)へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。
32	c	財務省	関東信越国税局	一般	—	宇都宮税務署	栃木県宇都宮市	宇都宮税務署は、庁舎敷地の一部が道路の用に供されていることから、用途廃止する必要がある。
33	c	国土交通省	関東地方整備局	一般	—	千葉国道事務所	千葉県千葉市	千葉国道事務所は、庁舎敷地の一部が使用されていないことから、用途廃止する必要がある。
34	c	国土交通省	関東地方整備局	一般	—	千葉港湾事務所	千葉県千葉市	千葉港湾事務所は、庁舎敷地が非効率な使用実態となっていることから、余剰敷地を用途廃止する必要がある。
35	c	法務省	長野地方法務局	一般	—	飯田地方合同庁舎	長野県飯田市	飯田地方合同庁舎は、庁舎敷地の一部が道路の用に供されていることから、用途廃止する必要がある。
36	c	国土交通省	関東地方整備局	一般	—	国道20号(大和国道出張所管理区間)	山梨県甲州市	国道20号(大和国道出張所管理区間)の一部(230㎡)は、既に公共用財産としての機能を喪失していることから、用途廃止する必要がある。
37	c	法務省	山口地方検察庁	一般	—	宇部法務合同庁舎	山口県宇部市	宇部法務合同庁舎は、庁舎敷地の一部が道路の用に供されていることから、用途廃止する必要がある。
38	c	厚生労働省	福岡労働局	労働保険	雇用	田川公共職業安定所	福岡県田川市	田川公共職業安定所は、庁舎敷地の一部が使用されていないことから、用途廃止する必要がある。

1.「一定の地域の庁舎」又は「特定の官署の庁舎」等の指摘

番号	指摘 類型	省 庁 名	部 局 名	会計名	勘定名	口 座 名 等	所 在 地	指 摘 の 主 な 概 要
39	c	財務省	門司税関	一般	—	門司港湾合同庁舎	福岡県北九州市	門司港湾合同庁舎は、庁舎敷地の一部が非効率な使用状況かつ今後の利活用計画もないことから、用途廃止する必要がある。
40	c	最高裁判所	名古屋地方裁判所	一般	—	瀬戸簡易裁判所庁舎	愛知県瀬戸市	瀬戸簡易裁判所庁舎は、庁舎敷地の一部が道路の用に供されていることから、用途廃止する必要がある。
41	d1	国土交通省	東北地方整備局	一般	—	水防倉庫(酒田出張所内)	山形県酒田市	水防倉庫(酒田出張所内)は、建物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
42	d1	国土交通省	東北地方整備局	一般	—	新酒田国道維持出張所	山形県酒田市	新酒田国道維持出張所は、建物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
43	d1	財務省	東京国税局	一般	—	千葉西税務署	千葉県千葉市	千葉西税務署は、建物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
44	d1	国土交通省	北陸地方整備局	一般	—	柏崎維持出張所	新潟県柏崎市	柏崎維持出張所は、土地の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
45	d1	国土交通省	中部地方整備局	一般	—	八幡維持出張所	岐阜県郡上市	八幡維持出張所は、建物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
46	d1	最高裁判所	大阪地方裁判所	一般	—	羽曳野簡易裁判所	大阪府羽曳野市	羽曳野簡易裁判所は、建物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
47	d1	財務省	大阪国税局	一般	—	草津税務署	滋賀県草津市	草津税務署は、工作物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
48	d1	最高裁判所	京都地方裁判所	一般	—	宇治簡易裁判所庁舎	京都府宇治市	宇治簡易裁判所庁舎は、建物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
49	d1	厚生労働省	大分労働局	労働保険	雇用	日田公共職業安定所	大分県日田市	日田公共職業安定所は、土地の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
50	d1	厚生労働省	大分労働局	一般	—	日田労働基準監督署	大分県日田市	日田労働基準監督署は、土地の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
51	d1	財務省	熊本国税局	一般	—	日田税務署	大分県日田市	日田税務署は、土地の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
52	d1	法務省	大分地方法務局	一般	—	日田支局	大分県日田市	日田支局は、土地の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
53	d1	法務省	熊本地方法務局	一般	—	山鹿合同庁舎	熊本県山鹿市	山鹿合同庁舎は、土地及び建物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
54	d1	国土交通省	九州地方整備局	一般	—	中津出張所	大分県中津市	中津出張所は、土地の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
55	d1	国土交通省	九州地方整備局	一般	—	山鹿維持出張所	熊本県山鹿市	山鹿維持出張所は、土地の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
56	d1	厚生労働省	宮崎労働局	労働保険	雇用	宮崎公共職業安定所	宮崎県宮崎市	宮崎公共職業安定所は、建物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
57	d1	厚生労働省	宮崎労働局	一般	—	宮崎労働基準監督署	宮崎県宮崎市	宮崎労働基準監督署は、土地の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。

1.「一定の地域の庁舎」又は「特定の官署の庁舎」等の指摘

番号	指摘 類型	省 庁 名	部 局 名	会計名	勘定名	口 座 名 等	所 在 地	指 摘 の 主 な 概 要
58	d2	厚生労働省	秋田労働局	労働保険	雇用	鹿角公共職業安定所	秋田県鹿角市	鹿角公共職業安定所は、館名看板等を占用許可を得ないまま市道に設置していることから、申請手続を行う必要がある。
59	d2	農林水産省	東北森林管理局	一般	—	花輪・柴内・八幡平森林事務所(米代 東部森林管理署)	秋田県鹿角市	花輪・柴内・八幡平森林事務所は、使用許可の内容に誤りがあることから改める必要がある。
60	d2	法務省	秋田地方方法務局	一般	—	秋田合同庁舎	秋田県秋田市	秋田合同庁舎は、庁舎共用部の一部を使用承認の手続を行わないまま、入居官署に使用させていることから、使用承認を行う必要がある。
61	d2	防衛省	北関東防衛局	一般	—	陸上自衛隊下志津駐屯地	千葉県千葉市	陸上自衛隊下志津駐屯地は、庁舎敷地の一部が道路の用に供されていることから、所要の措置を講じる必要がある。
62	d2	農林水産省	関東森林管理局	一般	—	十王森林事務所	茨城県日立市	十王森林事務所は、庁舎敷地の一部を国以外の者に使用させていることから、使用許可の手続きを行う必要がある。
63	d2	国土交通省	関東地方整備局	一般	—	上田出張所	長野県上田市	上田出張所は、庁舎敷地の一部を国以外の者に使用させていることから、使用許可の手続きを行う必要がある。
64	d2	国土交通省	北陸地方整備局	一般	—	金沢国道維持出張所	石川県金沢市	金沢国道維持出張所は、庁舎敷地の一部を国以外の者に使用させていることから、使用許可の手続きを行う必要がある。
65	d2	法務省	神戸地方検察庁	一般	—	姫路法務総合庁舎	兵庫県姫路市	姫路法務総合庁舎は、入居官署の使用実態を正確に把握していないことから、使用実態を把握したうえで使用承認手続を行う必要がある。
66	d2	国土交通省	第八管区海上保安本部	一般	—	境港港湾合同庁舎	鳥取県境港市	境港港湾合同庁舎は、使用承認の手続きを行わないまま庁舎の一部を入居官署に使用させていることから、使用承認手続を行う必要がある。
67	d2	国土交通省	第六管区海上保安本部	一般	—	小豆島庁舎	香川県小豆郡小豆島町	小豆島庁舎は、借受土地の一部が庁舎として使用されていないことから、必要な措置を講じる必要がある。
68	d2	農林水産省	四国森林管理局	一般	—	宮ヶ平・池川森林事務所	高知県吾川郡仁淀川町	宮ヶ平・池川森林事務所は、庁舎敷地の借受範囲が誤っていることから、必要な措置を講じる必要がある。
69	d2	財務省	福岡国税局	一般	—	壱岐合同庁舎	長崎県壱岐市	壱岐合同庁舎は、入居官署が使用している官用車の車庫について使用承認の変更手続を行っていないことから、使用承認の変更手続を行う必要がある。
70	d2	国土交通省	沖縄総合事務局	一般	—	金武湾港	沖縄県うるま市	金武湾港は、港湾施設に放置船舶が確認されたことから、撤去等に向けて適正な措置を講じる必要がある。
71	d2	国土交通省	沖縄総合事務局	一般	—	一般国道329号	沖縄県島尻郡南風原町	一般国道329号は、近隣の施設に駐車場として無償で使用させていることから、速やかに占用許可等の手続を行う必要がある。
72	d2	法務省	那覇地方方法務局	一般	—	宜野湾出張所	沖縄県宜野湾市	宜野湾出張所は、隣接土地所有者が設置した工作物が庁舎敷地内に越境していることから、適切な措置を講じる必要がある。

2.「各省各庁所管の普通財産」の指摘

番号	指摘 類型	省 庁 名	部 局 名	会計名	勘定名	口 座 名 等	所 在 地	指 摘 の 主 な 概 要
1	d2	農林水産省	群馬県	一般	—	伊勢崎市農業委員会	群馬県伊勢崎市	伊勢崎市農業委員会は、財産の一部を国以外の者に使用させていることから、適切な措置を講じる必要がある。
2	d2	農林水産省	東京都	一般	—	日野市農業委員会	東京都日野市	日野市農業委員会は、財産の一部を国以外の者に使用させていることから、貸付手続きを行う必要がある。
3	c	農林水産省	愛媛県	一般	—	新居浜市農業委員会	愛媛県新居浜市	新居浜市農業委員会は、不要地認定を受けた国有農地であり財務省への引継ぎ対象財産となっているが、引継ぎに向けた手続きが取られていないことから、速やかに引継ぐ必要がある。